

# 暮らしのお知らせ

**問** 問い合わせ **申** 申し込み  
**名** 名寄庁舎 (☎01654 2111)  
**風** 風連庁舎 (☎01655 2511)

## 特別窓口

### 夜間納税窓口

**とき** 7月25日(木)  
17:30~19:30  
**ところ** 名寄庁舎2階  
税務課納税係

### 社会保険事務相談窓口

**とき** 7月9日(火)  
10:30~16:00  
**ところ** 名寄商工会議所  
完全予約制 ☎0166(72)5004

### 暮らしのリサイクル

(10:00~16:00)  
 不用になった家庭用品などを紹介  
 します。お気軽にお電話ください

ゆずります  
 防寒靴(男性用27.5cm)  
 富士通ワープロ 鳥かご  
 コインロッカー お琴  
 スチールディスク 学習机  
 洋茶ダンス 将棋盤  
 健康器具(自転車)  
 剣道防具

ゆずってください  
 オープンレンジ  
 FFストーブ  
 ベビーベッド  
 ベビーカー  
 チャイルドシート  
 パークゴルフのクラブ

**問** 名寄消費者協会  
 ☎01654 5630

### 児童生徒補導協議会からのお知らせ

7月末から夏季休業に入ります。市では児童生徒補導協議会において、市内共通の約束を決めています。子どもたちが安全に過ごせるように、次の約束をご確認ください。  
 外出時は保護者に行き先・同行者・帰る時間を伝えること。(22時以降の単独外出は深夜徘徊として補導の対象となります)  
 お店などへは、用事がない時は出入りしない。  
 ゲームセンター、カラオケなどは、小学生は保護者同伴。中学生は保護者の了解を得て利用すること。  
 外泊は原則禁止。  
 キャンプは、保護者または責任のとれる大人の引率で行うこと。  
 花火は、必ず大人のついでに行うこと。  
 プールは、保護者の了解を

得て、施設利用のマナーやルールを守って利用すること。  
 自転車に乗る際は、二人乗り・無灯火・歩道、車道での広がり運転・携帯電話を使いながら、ヘッドホンをかけながらの運転はしないこと。また、なるべくヘルメットを着用すること。

### 青少年センター

(児童センター内)  
 ☎01654 3465

### 名寄東病院に脳神経外科を開設しました

本年、5月1日から従来の内科、リハビリテーション科に加え、「脳神経外科」を開設しました。

外来診察日 月・水曜日  
 (祝祭日は休診)  
 受付時間 8時30分~12時

### 名寄東病院

☎01654 2188

### みんなの国民年金

経済的な理由などから国民年金保険料を納めることが困難な時には、申請により該当すると保険料が免除される制度があります。

免除制度には全額免除(月額保険料0円)・若年者納付猶予(同0円)、4分の3免除(同3760円)・半額免除(同7520円)・4分の1免除(同11280円)の5種類ありますので詳しくはお問い合わせください。  
 平成24年7月から本年6月分までの免除申請は7月中旬申請してください。

7月から平成26年6月分までの免除申請は、7月から受付を開始します。

**問** 市民課市民年金係  
 1階(内線3113)

**風** 地域住民課市民係  
 1階(内線119)

### 市長室開放事業を開催します

**対象** 市民、市民で組織する団体やサークルなど  
**開催日時** (土日祝は除く)  
 7月1日(月)~31日(水)  
 9:00~17:30の20~30分間  
 市長の公務が優先  
**懇談場所** 市役所名寄庁舎・風連庁舎の市長室など  
**懇談内容** 地域活動やまちづくりの話、市政への要望・疑問など

個人的な要望・相談・苦情・宗教に関する意見、書面による要望の提出、または懇談にふさわしくないと判断される場合は、お断りさせていただきます。

**申・問** 企画課秘書係  
**名** 3階(内線3304)

### 医療費受給者証の更新時期です(乳幼児・ひとり親・養育医療・重度障がい)

**対象** 乳幼児・ひとり親  
 家庭・養育医療・重度障がいなどの医療費受給者証の交付を受けている方で、有効期限が平成25年7月31日の方  
**更新手続き** 公簿などにより受給資格要件を確認し、資格があると認められた方は、市より更新後の受給者証を送付(7月下旬頃)します。

### 医療費助成制度についてのお知らせ

乳幼児等医療費助成制度について  
 小学生の児童で入院することが決まった場合、所得限度額内であれば医療費を助成しますので窓口にて申請をお願いします。

重度心身障がい者医療費助成制度について(該当要件)  
 身体障害者手帳の1・2級および3級の内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害)をお持ちの方  
 知的障がいのある方で療育手帳Aまたは重度と判定された方  
 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(65歳から74歳の方は、後期高齢者医療制度へ加入していることが要件です)

乳幼児・ひとり親  
 養育医療関係

**問** こども未来課こども未来係  
 2階(内線3241)

**名** 重度障がい関係  
 社会福祉課障害福祉係  
 2階(内線3227)





